

# 2023年度 MGアクション・チャレンジ奨励金 タイプB（スタートアップ支援）

【第2次募集：2023年10月2日(月)～10月31日(火)】

MGアクション・チャレンジ奨励金(タイプ B)は、「本学の公認団体に属さない個人・団体」に新たな課外活動(自主企画の実施)のスタートアップと主体的な課外活動の実施の一部支援を目的とした給付奨励金です。

下記の要領で、MGアクション・チャレンジ奨励金(タイプ B)の第2次募集を行います。給付を希望する学生・団体は、本募集要項を熟読のうえ、期間内にお申込みください。

## (I) 応募資格・条件

### 〔応募資格〕

下記の要件を全て満たしていること。

- ☑ 休学・停学・留学中ではない者
- ☑ 原則、最短修業年限内(※ただし、休学期間は除く)である者



### 〔応募条件〕

下記の①～④の条件を全て満たしていること。

- ① **本学学部生のうち、公認団体(クラブ・サークル)に未所属**
- ② **既存の課外活動の範疇に留まらない新たな課外活動(自主企画の実施)に取り組む意志のある「個人」または「団体」**
  - ※ 原則、公認団体に所属する「個人」「団体」の応募不可。  
ただし「個人」の場合、所属する公認団体の範囲外の「活動」であれば、公認団体所属者でも応募可能。
  - ※ 「団体」応募は全員が本学学部生、かつ学外団体の支部等に該当しないことを条件とする。
  - ※ 複数年の活動実績がある団体の申請について、本学の公認団体登録(設立準備団体への応募)を前提とした応募を推奨する。
- ③ **新たな課外活動を通じて実現したいことが明確で、目標達成の上で基盤となる活動**
- ④ **本学の教育理念“Do for Others”に基づいた社会貢献活動につながる**
- ⑤ **正課の範疇を超える活動たること**
  - ※ キャリアアップを目的とした資格取得、営利目的の活動は応募不可。
- ⑥ **様々な社会問題の解決、学生生活の充実に資する自主的な活動であること**

### －具体例－

- 公認団体未所属の学生が、大学来訪者が構内で迷わないよう、「構内案内アプリ」を開発する。
- スポーツ系公認団体所属の学生が、地元の魅力を伝えるために個人で写真展を開催する。
- 公認団体未所属の学生が、楽曲を制作し、学内外での発表会を開催する。
- × 軟式テニスを活動の主とする団体が、新たに硬式テニスの活動を始める。
- × 収益を求める飲食店を運営するための活動資金。(大学は営利目的の課外活動を公認していません。)
- × 学内からの補助・助成金、および学外の団体からの支援を受けている者。
- × 卒業論文や資格取得など正課の範疇と思われる活動。

## (Ⅱ) 給付額

### 自主企画の内容を踏まえて決定（年1回支給）

※ 従って提出書類の「活動計画書」「予算計画書」は矛盾ないものを作成してください。  
また、必要な情報は不足なく記載してください。

## (Ⅲ) 採用者数

### 「個人」「団体」ともに自主企画の内容を踏まえて決定 ※2022 年度採用実績 4 件

※2022 年度採用実績(個人):バスケットボール審判活動、写真展開催、楽曲制作を通じた地域貢献活動  
2022 年度採用実績(団体):ボランティア団体の海外での活動

## (Ⅳ) 選考時の提出書類

〔全員(個人・団体)が提出する書類〕 ① 【様式1】願書 →「個人」「団体」ごとに所定様式がありますので、ご注意ください。	
〔個人応募の方〕 ② 【様式 2-b】活動計画書  ③ 【様式 3】予算計画書  ④ 【様式 4】誓約書	〔団体応募の方〕 ② 【様式 2-b】活動計画書  ③ 【様式 3】予算計画書  ④ 【様式 4】誓約書  ⑤ 【様式5】部員名簿

### 〔明治学院大学 HP > 所定様式のダウンロード〕

願書、およびその他の所定様式は、[こちら](#)、または二次元コードよりダウンロードしてください。



## (Ⅴ) 選考スケジュール

### 〔受付期間〕

**2023年10月2日(月)～10月31日(火)**（※ 郵送受付時、10月31日(火)消印有効）

### 〔選考審査〕

(1) 提出書類に基づいて書類審査（11月初旬～11月中旬予定）



(2) 書類審査の通過者のみ面接（11月下旬～12月中旬予定）



(3) 採用可否の判定

## 〔採用者発表〕

2023年12月下旬(予定) (※ 給付は2024年1月中旬予定)

## (VI) 採用後の義務・注意事項

### 〔採用後の義務〕

- ① 出願時に申告した取組みについて、取止めないこと
- ② 「**年度末成果発表会**」で20分程度の発表を行うこと(2024年3月5日(火)13:30 開始予定)  
※ 年度末成果発表会は、公認4者執行部や学生部長の前で、自主企画の成果や進捗を発表いただきます。発表はPowerPoint等でのプレゼンテーションを準備してください。**成果発表ができない・欠席等の場合、給付金を返金いただきます。**
- ③ その他、大学から求められた成果発表や広報の取材、諸対応を行うこと

### 〔注意事項〕

下記のいずれかに該当時、給付を取消すことがあります。その際は給付金の返還を求めます。

- ① 学籍を失ったとき
- ② 停学・休学となったとき
- ③ 奨励金の出願時あたり、虚偽記載や申告、その他の不正な事実が判明したとき
- ④ 学則に違反し、懲戒処分を受けたとき
- ⑤ 受給者が正当な理由なく、採用後の義務を果たさなかったとき
- ⑥ その他、受給者として不適格な言動・行為が発覚したとき

## (VII) お問い合わせ・書類提出先

お問合せ先	対象学生	連絡先
学生課 (白金校舎) ☎03-5421-5155	文・経済・社会・法・心理学部 3年次生以上	〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37 明治学院大学 学生課 課外担当
横浜学生課 (横浜校舎) ☎045-863-2030	文・経済・社会・法・心理学部 1~2年次生 国際学部の1~4年次生	〒244-8539 横浜市戸塚区上倉田町 1518 明治学院大学 横浜学生課 課外担当

2023年9月27日  
明治学院大学 公認4者執行部  
学生部